

観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、観光地の魅力向上を図るため、観光公衆トイレの整備・充実を促進するとともに、地域経済の活性化に資する事業に対し、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき、予算の範囲内において当該民間企業等に補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助対象者は、市町村以外の者（民間企業の場合、中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項に規定する会社・個人に限る。）とする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、下記に該当する者、事業及び施設等は補助の対象とはならない。

(1) 団体の役員等（代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他実質的に当該団体の運営に関与している者または当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）又は自己が次の各号のいずれかに該当する者。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ロ 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

① 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

② 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

③ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ハ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ニ 本補助金の交付を受けようとする年度の前年度以前の5年間において、県との契約又は補助金交付等において条項違反、妨害行為等をした者

(2) 県の他の補助金等が交付される事業。

(3) 本要綱の施行前に、県の補助金等により整備・改修した施設のうち、当該補助制度に規定する耐用年数等を超えていないもの。ただし、知事が特に認める場合は、この限りではない。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第3条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする場合は、知事が定める期日までに、観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付申請書(別記第1号様式)正副2部を、整備箇所の所在する市町村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出を受けた市町村長は、提出のあった観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付申請書に、観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付申請書にかかる意見書(別記第2号様式)を添付して知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けること。

ただし、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は知事の承認を受けること。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告しその指示を受けること。

(4) その他知事が必要と認める事項。

(承認の申請)

第6条 前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、観光地トイレ整備スピードアップ事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定により補助対象事業の状況報告をしようとする場合は、当該補助金の交付決定年度内の知事が定める期日までの事業の遂行状況について、知事が定める期日までに観光地トイレ整備スピードアップ事業遂行状況報告書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により補助対象事業の実績報告をする場合は、事業完了の日から起算して20日以内又は補助金の交付決定の属する会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、観光地トイレ整備スピードアップ事業実績報告書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付請求書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払等)

第10条 知事は、規則第16条第1項の規定により、請求に基づき補助金を概算払いにより交付することができる。

- 2 概算払いによる補助金の交付を受けようとするときは、規則第 16 条第 2 項の規定により、観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金概算払交付請求書（別記第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 11 条 規則第 21 条第 1 項に規定する、本事業により取得し、又は効用の増加した施設（以下、「施設」という。）の耐用年数の期間は、減価償却施設の耐用年数に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数の期間を準用する。

- 2 施設を補助金の交付目的以外の用途に使用し、他の者に貸与若しくは譲渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

- 3 知事は、補助事業者が施設を処分することにより収入があるときは、当該施設の耐用期間を経過している場合を除き、その収入の全部または一部を納付させることができる。

（補助金の経理）

第 12 条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する証拠書類の保存期間は、補助事業完了（助成事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して 5 年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

（施設の管理）

第 13 条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、事業完了後においては、補助事業により整備・改修した施設について、おもてなしの観点から、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 前項の規定について、補助事業完了の日の属する会計年度から、補助事業完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する会計年度までの間は、観光地トイレ整備スピードアップ事業施設管理状況報告書（別記第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

（現地確認等）

第 14 条 知事は、助成事業の適正を期するために必要があると認められるときは、補助事業者等に対して報告させ、又は職員に現地確認をさせるとともに、その事務所等に立ち入り、帳簿及び証拠書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 10 日から施行し、平成 26 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 29 日から施行し、平成 29 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 25 日から施行し、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第 3 条）

補助対象経費	単年度事業として観光公衆トイレの整備に要する経費
補助率	補助対象経費の 4 分の 3 以内
補助限度額	5, 0 0 0 千円

別記第1号様式（第4条）

観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住所・所在地
名称
代表者・氏名

年度において観光地トイレ整備スピードアップ事業を実施したいので千葉県補助金等交付規則第3条の規定により下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 事業計画書（別記第1号様式の1）
- 5 誓約書（別記第1号様式の2）（団体の場合は役員名簿を添付すること）
- 6 添付資料
 - (1) 見積書及び事業工程表
 - (2) 事業費にかかる自己資金または融資計画を証明できるもの
 - (3) 位置図（市町村管内図等）
 - (4) 施設平面図及び関係図
 - (5) 事業実施前の現況写真
 - (6) 整備・改修後の維持管理方針（別記第1号様式の3）
 - (7) 土地権利関係図書
 - (8) 土地の賃貸借契約書の写し（第三者の所有地に整備する場合のみ）
 - (9) 中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項に規定する者であることを証する書類

担当者名	
電話番号	

(別記第1号様式の1) 事業計画書

事業の内容

整備の種別 (新設・改修等)	場所	事業量 (基数、改修箇所等)	事業費
			円

補助金算出の基礎

事業費	補助対象 事業費	左の負担区分			
		県	自己資金	借入	その他
円	円	円	円	円	円

※国助成を受けている場合：制度名 _____

(別記第1号様式の2) ※団体の場合

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

団体名

代表者名

印

当社（団体）は、観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金の交付を申請するにあたり、役員等が観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付要綱第2条2項1号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(別記第1号様式の2) ※個人の場合

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名 ⑩

私は、観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金の交付を申請するにあたり、観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付要綱第2条2項1号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(別記第1号様式の3) 整備・改修後の維持管理方針

管理者	
点検等管理状況についての具体的な取り組み (備品の整備状況、清掃頻度、観光客をおもてなすトイレとしての取り組み等についても記載すること。)	

別記第2号様式（第4条第2項）

観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付申請書にかかる意見書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

下記の者が、観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金を活用して整備・改修を計画している観光公衆トイレについて、下記意見を申し添えます。

記

- 1 観光公衆トイレの整備・改修を計画している者
氏名または名称
住所または所在地
- 2 整備を計画している所在地
- 3 当該観光公衆トイレの整備にかかる意見
(当該観光公衆トイレの整備が、地域における観光振興に与える効果等について、当該トイレの公衆性、整備する観光施設等の概要、周辺の観光施設の状況等に言及しつつ簡潔に記載すること)

別記第3号様式（第6条）

観光地トイレ整備スピードアップ事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所・所在地

申請者 名称

代表者・氏名

年 月 日付け千葉県観企指令第 号で交付決定のあった観光地トイレ整備スピードアップ事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので千葉県補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 申請額

3 事業の目的

4 事業の内容

整備・改修する 施設の種類	場所	事業量 (基数、改修箇所等)	事業費
			円

5 補助金算出の基礎

事業費	補助対象 事業費	左の負担区分			
		県	自己資金	借入	その他
円	円	円	円	円	円

※国助成を受けている場合：制度名 _____

6 事業完了予定年月日

7 添付資料

- 注 (1) 「申請額」「補助金算出の基礎」は、当初申請を黒字、変更申請を赤字で記載すること。
- (2) 「事業の目的」「事業の内容」「事業完了予定年月日」は、変更後の内容を記載すること。
- (3) 添付資料は、変更が生じたものを添付すること。

別記第4号様式（第7条）

観光地トイレ整備スピードアップ事業遂行状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住所・所在地

申請者 名称

代表者・氏名

年 月 日付け千葉県観企指令第 号で交付決定のあった観光地トイレ整備スピードアップ事業の遂行状況を千葉県補助金等交付規則第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の概要
- 3 事業費
- 4 これまでに完了した業務（工程等）
- 5 今後実施する業務（工程等）及び実施時期
- 6 完了予定年月日
- 7 その他

別記第5号様式（第8条）

観光地トイレ整備スピードアップ事業実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住所・所在地
申請者 名称
代表者・氏名

年 月 日付け千葉県観企指令第 号で交付決定のあった観光地トイレ整備スピードアップ事業を下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

整備・改修する 施設の種類	場所	事業量 (基数、改修箇所等)	事業費
			円

3 補助金算出の基礎

事業費	補助対象 事業費	左の負担区分			
		県	自己資金	借入	その他
円	円	円	円	円	円

※国助成を受けている場合：制度名

4 事業完了年月日

5 添付資料

- (1) 支出関係書類（契約書・請求書・支出伝票等）
- (2) 出来高完成写真
- (3) 当該補助金により整備・改修した施設の維持管理計画書
- (4) その他参考資料

別記第 6 号様式 (第 9 条)

観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

住所・所在地
申請者 名称
代表者・氏名

年 月 日付け千葉県観企達第 号で額の確定のあった
観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金を千葉県補助金等交付規則第 15 条の
規定により次のとおり請求します。

記

金 円

振込金融機関名	
本(支)店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	

担当者名	
電話番号	

別記第7号様式（第10条第2項）

観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金概算払請求書

年 月 日

千葉県知事 様

住所・所在地
申請者 名称
代表者・氏名

年 月 日付け千葉県観企指令第 号で交付決定のあった観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金を千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により次のとおり概算払されるよう請求します。

金 円

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	

担当者名	
電話番号	

別記第8号様式（第13条第2項）

観光地トイレ整備スピードアップ事業施設管理状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住所・所在地

申請者 名称

代表者・氏名

年 月 日付け千葉県観企指令第 号で交付決定のあった観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金により整備した下記施設の管理状況について、下記により報告します。

記

1 施設名

2 整備年度

3 管理状況

（点検等管理状況について簡潔に記載すること。管理者（委託等により管理している場合は委託者）、備品の整備状況、清掃頻度等についても記載すること。）